

「富士川水系河川整備計画（変更原案）」に対する意見募集について

令和7年8月28日

国土交通省関東地方整備局では、「富士川水系河川整備計画」の変更に向けて検討を進めているところです。

このたび、「富士川水系河川整備計画（変更原案）」を作成し、関係する住民の皆様から広くご意見を募集することとしましたので、以下の意見募集要領によりご意見を募集します。

なお、関東地方整備局ではいただいたご意見を十分に検討したうえで、「富士川水系河川整備計画（案）」を作成させていただきます。

意見募集要領

1. 意見募集の対象

「富士川水系河川整備計画（変更原案）」

2. 意見募集期間

令和7年8月28日（木）～令和7年9月29日（月） 17：15 必着

（郵送の場合は当日消印まで有効）

3. 提出方法

ご意見は、別添意見提出様式にご記入いただくか、下記①から③をご記入したものを郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、下記4. までご提出ください。

①氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名）

②住所（都道府県・市区町村）

③意見

・「富士川水系河川整備計画（変更原案）」の該当箇所（章、頁）をご記入の上、ご意見をご記入ください。

4. 提出先

○ 郵送の場合

〒400-8578 山梨県甲府市緑が丘1丁目10-1 甲府河川国道事務所 流域治水課
「富士川水系河川整備計画（変更原案）」意見募集 事務局 宛

○ ファクシミリの場合 055-252-8891

- 電子メールの場合 ktr-koho-koufu@mlit.go.jp

件名に「富士川水系河川整備計画（変更原案）」意見募集 事務局宛と明記ください。

5. 注意事項

- ① 一つのご意見はできるだけ200文字以内としてください。
- ② 日本語でご記入ください。
- ③ いただいたご意見とともに、属性（都道府県、市区町村）を公表する場合があります。
- ④ 電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑤ ご意見に対して、個別にお答えすることはできません。
- ⑥ 期限までに到着しなかったものは無効とします。なお、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容・営業活動等営利を目的とした内容

6. 資料の入手方法等

- ① インターネットからの資料入手

国土交通省関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/>
関東地方整備局ホームページにて「富士川水系河川整備計画（変更原案）」で検索いただきご確認ください。

- ② 資料の入手等の場所

募集期間中（土日祝日を除く8時30分から17時15分まで）は、以下の場所において、「意見募集要領」、「意見提出様式」、「富士川水系河川整備計画（変更原案）」、「富士川水系河川整備計画（変更内容比較表）」の入手・縦覧が可能です。

- ・関東地方整備局文書閲覧室（埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1合同庁舎2号館17階）
- ・甲府河川国道事務所閲覧コーナー（山梨県甲府市緑が丘1丁目10-1 1階）
- ・富士川上流出張所（山梨県西八代郡市川三郷町市川大門645）
- ・富士川中流出張所（山梨県南巨摩郡南部町内船4544の2）
- ・富士川下流出張所（静岡県富士市松岡官有無番地）
- ・笛吹川出張所（山梨県笛吹市石和町唐柏720-3）

<募集手続等に関する問い合わせ>

甲府河川国道事務所 流域治水課流域治水係

TEL：055-252-5491（代表）

「富士川水系河川整備計画（変更原案）」に対する意見

① 氏名		
② 住所		(都道府県名) (市区町村名)
意見該当箇所		③ ご意見
章	頁	(意見毎にできるだけ 200 字以内で記載してください)

【留意事項等】

意見提出様式については、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に則り、「富士川水系河川整備計画（変更原案）」に対する意見聴取、統計処理のみに使用し、いただいた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないように加工して使用します。

「富士川水系河川整備計画（変更原案）」に対する意見（記載例）

1. 氏名		甲府 太郎
2. 住所		(都道府県名) 山梨県 (市区町村名) ○○市
意見該当箇所		3. ご意見
章	頁	(意見毎にできるだけ 200 字以内で記載してください)
△	□	意見 1 (複数ご意見ある場合は、意見毎に分けて記載ください) ●●については・・・・・・であり、・・・・ではないか。
○	○	意見 2 ○○については・・・・・・であり、・・・・と思う。
◎	▲	意見 3 ～～～は・・・・・・である。 ・・・・の場合は、～～～・・・・も考えられる。 上記を勘案して、—————が望ましいと考える。

1 / ○

(複数ページになる場合は、当該ページ / 全ページ数を記入してください。)